

# 日本人同士の協議離婚

## 離婚届

昭和 年 月 日 届出  
平成

### 在香港総領事館

受理第 号	昭和 年 月 日	公館印
送付第 号	昭和 年 月 日	
書類調査	戸籍記載	記載調査
調査票	附票	住民票
通知		

氏名	夫 甲野 義太郎	妻 甲野 梅子
生年月日	昭和 15 年 6 月 23 日	昭和 19 年 10 月 5 日
住所	香港英皇道1号パ・クワズ	香港英皇道1号パ・クワズ11F
本籍	東京都千代田区平河町1丁目4番地	
父母の氏名	父 甲野 幸雄 母 松子	父 乙野 忠治 母 春子
離婚の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 夫はもとの戸籍にもどる <input type="checkbox"/> 妻は新しい戸籍をつくる	
婚姻前の氏名	京都市北區小山初音町18番地 妻が親権を 行なう子	
未成年の子の氏名	平成 3 年 12 月 まで (別居したとき)	
同居の期間	香港英皇道1号パ・クワズ11F-53A 番地	
同居する前の住所	<input type="checkbox"/> 農業だけをして世帯 <input type="checkbox"/> 農業とその他の仕事を営んでいる世帯 <input type="checkbox"/> 店や事務所を持って、自由業・商工業 <input type="checkbox"/> 管理・事務・教員・販売・外交・医療保健技術者・旧専門学校卒業生などの勤労者世帯 <input type="checkbox"/> 5. 4 においておられない勤労者世帯(臨時・日雇(16)以上の稼働者) <input type="checkbox"/> 6. その他の世帯	
別居する前の世帯のおもな仕事	(国勢調査の年の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 妻の職業	
夫婦の職業	妻の職業	
その他		
署名	夫 甲野 義太郎 (印)	妻 甲野 梅子 (印)

### 記入の注意

1. 届書は長年保存されますので、鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。  
2. 外国の法律で離婚したときは、3か月以内に離婚証明書(外国の裁判所で離婚したときは、判決書の原本及び確定証明書、これらの証明書は後記9.の届書よりも1通少なくてもよく、また、1通のほかは転写してもよい。)を出していただきます。この場合は証明書を提出していただきます。  
3. 外国文の証明書には翻訳者を明らかにした訳文を添付してください。

名印	甲野 太郎 (印)	乙山 夏子 (印)
生年月日	昭和 23 年 10 月 5 日	昭和 30 年 3 月 8 日
住所	香港太古域太古湾道11号	香港北角和富道104号
本籍	東京都千代田区霞が関	東京都大田区蒲田1丁目

3. 父母がいまだ婚姻しているときは、母の氏はかかないで、名だけを書いてください。  
妻父母についても同じように書いてください。  
4. □にはあてはまるものに○のしるしをつけてください。  
5. 夫婦の一方が外国人のときは、日本人について本籍と籍頭者(戸籍が一番最初に書いてある人)の氏名を書き、外国人について籍頭者の氏名欄の余白に「夫(または妻)の国籍何国」と書いてください。

6. 未成年の子があるときは、それぞれの子について夫と妻のどちらが親権を行うかをきめて書いてください。  
7. 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。  
8. 別居する前の夫婦の共通の住所を書いてください。

9. 夫婦の一方が外国人のときは、届書を通出してください。また、その届書に提出するものは、(西)夫婦の一方が外国人のときは、届書を通出してください。また、その届書に提出するものは、(西)夫婦の一方が外国人のときは、届書を通出してください。また、その届書に提出するものは、(西)夫婦の一方が外国人のときは、届書を通出してください。

当事者2名が保証人2名が出頭する  
戸籍謄本を提出する